

# 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則

平成19年2月19日

規則第9号

改正 平成21年4月1日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第10号。以下「条例」という。）に基づき、職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間の割振り)

第2条 条例第3条第2項の規定に基づいて任命権者が行う勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前8時30分から午後5時15分とする。ただし、正午から午後1時までの間は休憩時間とする。

2 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要の職員については、前項の規定にかかわらず、勤務時間の割振りを別に定めることができる。

(特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第3条 任命権者は、条例第4条第2項本文の定めるところに従い週休日（条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（条例第5条に規定する勤務日をいう。次項、次条において同じ。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないようにしなければならない。

2 任命権者は、条例第4条第2項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

- (1) 週休日が毎4週間につき4日以上となること。
- (2) 勤務日が引き続き12日を超えないこと。
- (3) 1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないこと。
- (4) 4週間を超えない期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分となること。ただし、条例第2条第3項の規定により、広域連合長の承認を得て1週間の勤務時間について別に定める場合は、連続する4週間を超えない期間の初日から末日までの期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分となり、かつ、一の4週間を超えない期間につき2週間当たりの勤務時間が85時間15分を超えないこと。

(週休日の振替等)

第4条 条例第5条の規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日（以下この条において「勤務命令日」という。）の属する日曜日を初日とする1週間とする。ただし、公務の運営に著しく支障がある場合で当該1週間によることが困難と認められるときは、当該勤務命令日を起算日とする4週間前の日から当該勤務命令日を起算日とする8週間後の日までの期間とすることができる。

2 任命権者は、週休日の振替（条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を勤務命令日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を勤務命令日の割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第8条に規定する勤務日等をいう。第7条第1項において同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 任命権者は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

（休憩時間）

第5条 任命権者は、別に定める場合を除き、休憩時間を一斉に与えなければならない。

2 職員は、別に定める場合を除き、休憩時間を自由に利用することができる。

（週休日及び勤務時間の割振り変更等の明示）

第6条 任命権者は、条例第3条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、又は条例第6条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

2 任命権者は、条例第5条の規定により週休日の振替等を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

（代休日の指定）

第7条 条例第8条第1項の規定に基づく代休日（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）の指定は、勤務することを命じた休日（同項に規定する休日をいう。以下同じ。）を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（同項に規定す

る勤務日等をいい、休日を除く。) について行わなければならない。

2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

3 代休日の指定の手續に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第8条 条例第10条第1項の規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。) であること。

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

(3) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

2 職員は、条例第10条第1項の規定により深夜勤務の制限を請求しようとするときは、深夜における勤務の制限を請求する一の期間(6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。) について、その初日(以下「深夜勤務制限開始日」という。) 及び末日(以下「深夜勤務制限終了日」という。) とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに広域連合長が定める深夜勤務・時間外勤務制限請求書を任命権者に提出しなければならない。

3 前項の規定による請求は、子が出生する前においてもすることができる。この場合において、子が出生した後速やかに当該子の氏名及び生年月日を任命権者に届け出なければならない。

4 第2項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。ただし、当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対してその旨を通知しなければならない。

5 任命権者は、第2項の規定による請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

6 第2項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- (4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第1項に規定する者に該当することとなった場合

7 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第2項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。

8 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第6項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

9 第5項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第9条 条例第10条第3項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 父母の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)
- (2) 子の配偶者又は配偶者の子
- (3) 祖父母、祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母
- (4) 孫又は配偶者の孫
- (5) 兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹

2 条例第10条第3項の規則で定める期間は、1週間以上の期間とする。

3 前条第2項から第9項まで(第3項及び第6項第4号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第6項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第10条 条例第10条第2項の規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 就業していない者(就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

2 職員は、条例第10条第2項の規定により時間外勤務の制限を請求しようとする

きは、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに広域連合長が定める深夜勤務・時間外勤務制限請求書を任命権者に提出しなければならない。

3 前項の規定による請求は、子が出生する前においてもすることができる。この場合において、子が出生した後速やかに当該子の氏名及び生年月日を任命権者に届け出なければならない。

4 第2項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、条例第10条第2項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

5 任命権者は、第2項の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

6 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

7 任命権者は、第2項の規定による請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

8 第2項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして第1項に規定する者に該当することとなった場合

9 時間外勤務制限開始日から起算して第2項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、第2項の規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

(1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合

(2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合

10 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第8項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

11 第7項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第11条 条例第10条第3項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 父母の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

以下この項において同じ。)

(2) 子の配偶者又は配偶者の子

(3) 祖父母、祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母

(4) 孫又は配偶者の孫

(5) 兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹

2 条例第10条第3項の規則で定める期間は、1週間以上の期間とする。

3 前条第2項から第11項まで(第3項、第8項第3号及び第4号並びに第9項第1号及び第2号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第8項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3項中「子」とあるのは「要介護者」と、第9項中「次の」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(報告)

第12条 広域連合長は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務時間、休暇等に関する事務の実施状況について報告を求めることができる。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。